

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

集団予防接種の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金(以下「給付金等」という。)の請求期限を延長するもの。

改正の概要

○ 給付金等の請求期限の延長

給付金等の請求は、法の施行の日(平成24年1月13日)から起算して10年を経過する日(令和4年1月12日)までに行わなければならないが、現下の請求状況(※)等を踏まえ、令和9年3月31日まで請求期限を延長する。

※ 法制定当時より、救済対象者を最大約45万人と見込んでいるが、令和2年10月末までにおける提訴者は約8万2千人であり、まだ数多くの未提訴者がいると考えられる。

施行期日

公布の日